

広告付き市内案内板仕様書

1 施設利用について

(1) 名称

知多市広告付き市内案内板

(2) 設置場所

知多市役所新庁舎風除室（設置場所の詳細については、別添広告付き市内案内板設置場所のとおり。）

(3) 設置期間

令和9年5月6日から令和13年4月30日まで

なお、設置に必要な作業は、市と協議の上、設置期間の開始日までに完了するものとする。

2 広告付き市内案内板の規格等について

(1) 案内板の概要

知多市全図による公共施設及び指定避難所の案内並びに広告を電照式パネルにより表示するもの。

なお、必要な都度、地図内調査を行い、再制作すること。

(2) 案内板の規格

規格は、幅300cm×奥行き15cm×高さ210cm以内とする。

なお、転倒防止のための器具等の取付スペースは含まない。

(3) 案内板本体の仕様等

ア 耐久性及び安全性に優れた材質を使用し、来庁者が安全に利用できるよう、鋭利な部分がないなど、十分な安全対策を講じること。

イ LEDバックライトは、防水性能品とすること。

ウ LED専用電源は、定電流電源とし、防水性能品とすること。

エ 調光器を装着すること。

オ 案内板の正面及び側面の見え掛かりは、意匠上配慮すること。なお、塗装の色調は市と協議の上、決定するものとする。

(4) 掲出内容

ア 掲出内容は、市内全図（主要公共施設並びに指定緊急避難場所及び指定避難所案内）と広告の２部構成とする。市内全図の内容は市と協議の上、決定すること。

イ 地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザインとする。

ウ 索引として知多市内の主要公共施設の名称、所在地及び電話番号をカテゴリー別に表示する。

エ 広告掲載に当たっては、知多市広告掲載要綱の規定を遵守すること。

なお、広告掲出内容に疑義のあるものは、知多市広告掲載審査委員会で審査する。

オ 広告枠内に広告である旨をわかりやすく表記すること。

3 その他

(1) 案内板の設置に当たっては、行政財産貸付契約の手続きが別途必要となる。

(2) 当該案内板設備の製作（地図の再制作を含む）、設置（電気工事等を含む。）、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、申込者の負担とする。

(3) その他、詳細については、申込者と市が協議の上、設置契約を締結する。